

も	く	じ	
出納管理局	・	・	1
知事直轄組織	・	・	2
警察本部	・	・	4

- 予算特別委員会の書面審査の概要をご紹介します。(その5)

## 出納管理局書面審査 (06年2月17日)

**梅木 紀秀** (日本共産党・京都市左京区)

### 東府税事務所跡の活用について

【梅木】府税事務所が統合されて、具体的に左京ですと東府税のあったところがマンションになったりしていますね。施設を有効に活用するというふうに言った場合に、跡地等の今後の利用ですけれども、住民の皆さんにすれば公共的な施設があった。これがなくなるということになったらただでさえ福祉の関係の施設とか、集会の施設がほしいというふうに思っておられるのに、それがマンションになってしまうということになると何だというふうな感覚があるわけですね。その辺で、一番にこれが、市とかとも連携をしながら有効に住民の利用に供するようなものにならないのかということを考えていただきたいというふうに思うんですが、その検討をする上でそれが一番にくるべきではないかと思いますが、その辺の考えをお聞かせ下さい。

【出納管理局長】府有財産を考える時には、まず何でもかんでも売り払おうとか、不要なものについて振り払おうという考えを持っておりません。まず、現在あるものにつきましていかにすれば有効に利用できるのかということを一に考えておりまして、それにつきましても戦略推進本部等に図って検討しているところです。

【梅木】具体的にこの施設が空きましたということになれば、この施設をどう使おうかというふうなことを近所の住民の方に聞くというふうなことが一番にあれば、先に住民の福祉の向上ありきだなということになるんですけども、どっかで検討されて結局こうなったというふうな形で、住民からすれば言うていくところも無いままだというような不満があるわけです。そういう意味では、本当に今住民のみなさんが活用してこういう施設をというようなところを聞くような努力を、ぜひ、していただきたいというふうに思います。それから警察署の関係になりますと、警察署の財産というのは普通の府有財産とは別になるのか、この考え方はどうですか。

【出納管理局長】府民要望につきましてはいろいろなお立場から、いろいろな意見を今までもお聞きしておりますし、これからもそういう立場で臨んでまいりたいと思います。警察の財産につきましては、私どもも警察教育中部局を含めて資産活用という点で、共通の括りで検討しております。

### 職員研修所の活用は

【梅木】最後ですけれども、具体的な話になるんですが、左京の下鴨の地域ですとかかつて婦人センターがあって、集会施設があったんですが、あそこがなくなりまして府立大学のほうに返るという中で下鴨地域に本当に集会施設がなくなっているわけですね。それで、例えば府立大学とか、あそこの傍にある職員研修所だとか、そういうものが使えないかという発想が住民の皆さんの中にある。目的からすれば難し

いのではないかなと思うんですけども、尚且つそれを使ってもらおうということになったら管理の費用が要るわけですね。有効活用と言った場合に、お金をかけても府民にとって便利になるような活用の仕方もあるというふうに思うんですが、一般的に有効活用といったら収入があるようなことを考えるのかなと思うが、そのあたりはどうですか。

**【出納管理局长】** 財産につきましてはいろんな目的で成り立っている、行政財産とか府有財産とか、使用目的に則って土地が成り立っていますので、その観点でそれを優先させて、いかに利活用できるかということ考えてまいりたいと思います。

**【梅木】** 例えば、職員研修所あたりは絶対無理なのか、それはどうですか。

**【出納管理局长】** 現在、研修所として使っておりますので、その余裕があるかどうかは十分に掌握できておりませんが、職員研修所としての建物でございますので、その点で活用されるべきだと、まず思います。

**【梅木】** 無理やということなんやね。それで、それは目的外で言ったら、住民の皆さん方がちょっと集まるのに場所が無い場合に、有効活用という場合に、そこもどうにか、集会施設が無いところで使えるということになれば、随分、住民の方々が喜ぶだろうなというふうに思います。検討していただけることならば検討していただきたいということで、質問を終わります。

## 知事直轄組織書面審査（06年2月24日）

### **加味根 史朗**（日本共産党・京都市右京区）

#### 府職員の長時間労働の改善を

**【加味根】** 府職員の労働条件について伺います。まず、過労死の認定基準で、労働時間の目安はどのように定められているのでしょうか。

**【職員長】** 具体的に何時間ということではございませんけれども、今までのいろいろな判例なり、公務災害上の認定を見ていると、一月100時間とか、それと、40ないし50時間を数ヶ月とかいうようなこと、さらには、何ヶ月にも渡って相当時間、時間外をやっておるということで、素因がわりと、そういうことに直接的でないというような個別の場合に、過労死ということで認定されるということが通常だろうと理解をしています。

**【加味根】** 新しい認定基準で、蓄積疲労という考え方が加えられて、今、ご答弁があったような、発症1ヶ月前に概ね100時間以上とか、あるいは、1ヶ月ないし6ヶ月経って概ね45時間を超えて時間外労働をやっている場合など、蓄積疲労が過労死の大きな原因になるというふうに判断をされてきているようがあります。そこで、昨年末に労働組合が行ったアンケート調査をお聞きしまして、大変びっくりしたのですが、一ヶ月の超勤の時間数が100時間を超えた人が3%もあった。100時間と言いますと、月20日、労働をしたとしましても、1日平均5時間の超勤ということでありまして、大変長時間になります。毎日、日が変わらないと家に帰ってこないということで心配されて、奥さんが組合のほうに相談をするというようなケースも生まれています。まさに、今、ご答弁があった過労死の危険ラインを超えている労働時間が、現に府の職員の中で3%と言ったら相当の人数ですよ。そういう実態があるということだと思いますが、どのようにこの実態を把握されているのでしょうか。

**【職員長】** 私どものほうの調べでは、その数字が一緒ではないんですけども、少なくとも時間外勤務の問題につきましては、当局が責任を持って、職員の健康管理のためにも、縮減に向けての取り組みをしていかなければというふうな思いでありまして、具体的な取り組みを続けているわけですけども、今後、そこらあたり、十分に所属長・職員とも話をしながら、具体的な仕事の中身を点検しながら進めていかなければと思っております。それと、実は、私どものほうは数年前から産業医が具体的な一定の時間を超えた場合に、その個別の所属長を呼び、さらには、職員を直接指導する中で、具体的な健康状態のチェックもしておるということとして、これは他の県にはない取り組みでして、具体的にその中で、例えば、一定

の時間が経過する中で、休務をする必要があるというようなことで指導した場合もあります。具体的な中身について、一定の時間以上になりましたら、そういう一つのセルフコントロールをやっておるといふこともありますので、今後とも、そういうあたりには十分に力を入れて、職員の健康管理を守っていききたいというふうに考えております。

**【加味根】** 今のご答弁でいきますと、京都府当局の調査でも、一ヵ月 100 時間を超えるような超勤が現にあるという認識に立っておられるということですか。

**【職員長】** 特に 100 時間ということをおっしゃるわけではありませんが、一定時間、例えば、40 時間を超えたら、50 時間を超えたらといった場合に、所属長に対して一定、職員の健康については十分に配慮する必要もありますので、そこらあたりを配慮しながら、産業医さん等々に相談をするよう、さらには、職員のほうからも具体的に受診をするようにということでの指導をしておるといふことです。いずれにしても、今後とも、職員の健康管理には十分に注意していききたいと考えております。

**【加味根】** 100 時間というのは認められていないわけですが、40 時間・50 時間というような過労死の危険ラインを超えるような、長時間労働にある府の職員がいるということをお認めになっておられるわけです。いろいろと対応されているということだけれども、実際に、年末に行ったアンケートでは、現に今、100 時間を超える勤務にある人たちがたくさんいるという現実があるわけで、これまでやってきた取り組みが十分に機能していないというんですか、改善されていないということではないでしょうか。そういう意味では、改めて、緊急に府の職員の勤務状況の調査をして、なぜ、こういう長時間勤務になっているのか、改めて調べ直して、すぐに対策を打つ必要があるのではないのでしょうか。

**【職員長】** 一定、100 時間とかの時間を超えた場合についての強力な指導というのは、今後とも続けていかないと思いますし、労安法の中でも 100 時間を超える場合についても、一定の指導をするようにという要請はあります。ただ、うちのほうはそれを強制的にやっているということでは、具体的に各所属について、所属長が責任を持って職員について管理・監督するようにということでも申し伝えておりますし、この間、所管課長会議等々でも、再三にわたって時間外の職員について積極的に取り組むようにと通知も出しておりますので、今後とも、時間外縮減については全庁をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

## 府職員 1,500 名の削減計画について

**【加味根】** 取り組んでいただいているようですが、現実には、十分に効果を上げていないのではないかと、疑わざるを得ないような現実が提起をされていますので、ぜひ必要な調査もやって、強力な対策をとっていただきたいと思います。そういう長時間働いているような、健康状態も心配になるような状況の中で、さらに 1500 人、府の職員を削減していくということが打ち出されていますが、一体どの分野で、どれだけの府の職員を削減する計画なのか。今、言える範囲で結構ですけれども、一定の方向性をお示し下さい。

**【職員長】** この間、知事も答弁しておりますように、1500 人の削減を 18 年度からということでも目標を立てております。これは、京都府職員 3 万 1000 人おられるわけですが、そのうち教員の方、警察官の方を除きますと、約 9000 人いらっしゃいます。その中で 1500 人ということで、約 17% の削減を給与構造の改革プランの中で指し示したということです。今後、具体的な中身については勉強していきますけれども、少なくとも、基本の考え方は、府民サービスを低下させることなく、総合事務の集中化・集中処理、例えば、電子府庁をすすめる中で総合事務なんか減ってきます。さらには、アウトソーシングなんか、まだまだやるべきところが残っているというふうに、今、理解しておりますけれども、このあたりを活用しながら、内部管理事務あたりを抜本的に見直して進めていききたいというふうに考えていまして、今後、各局と具体的な帳尻に入っていきたいというふうに考えております。

**【加味根】** いろいろと職員の健康問題について指導をしていますが、現実的に長時間勤務が改まらない。そ

ういう中で、1500人の府の職員を知事部局等で、警察や、教員を除いたところで17%削減することになりますと、これは大変な健康問題も起こるんじゃないかと、大変危惧いたします。アウトソーシングというふうに言われていますが、1500人削減しながら不安定な雇用に置き換えていくのかなというふうに感じるんですけども、どの部署で非正規の雇用を何人ぐらい増やそうとしているのか、あわせてお伺いします。

**【職員長】**今まだ、具体的にどの部署でということを予定しているわけではありません。具体的に、今後、いわゆる機械化が進み、さらには、いろんな部署で今よりもより良いやり方、例えば、私たちが考えておりますのは、業務プロセスの改善というのが大問題としてありまして、エンパワーメントじゃないですけども、権限移譲することによって一定、事務の手間が省けたり、さらには、今、電子府庁でやっていますようないろんな取り組みを具体的にやることによって、相当分の事務処理が簡略化されるということです、それぞれの職員さんの負担になるということは極力避けるなかで、例えば、府民に価値の無い事業についてはもう止めていくというようなことも含めて、全体としてのスリム化を図りながら、一定、強力な体制をとっていきたいと考えております。

**【加味根】**府民の生活にとって関係ない部署というのは無いと思うんですけども、17%も削減をする。いろいろところで、電子府庁でそういう事務について簡略化するというのは必要なことだろうと思えますけれども、しかし、今やっている仕事の大部分を一举に減らすなんていうことはできないと思えますし、そういう意味でも1500人の削減計画というのは、大変、府の職員の労働強化につながるものでもあるし、また、不安定雇用に置き換えるということになりますと、専門性の確保という点でも問題があるのではないか。そういう意味では、この1500人削減計画それ自体を見直す必要があるのではないかというふうに強く感じました。その点を強く指摘して質問を終わります。

## 警察本部書面審査（06年2月24日）

### **原田 完**（日本共産党・京都市中京区）

#### 祇園木屋町の対策について

**【原田】**祇園木屋町特別警察隊について伺います。着実に成果を上げて頂いていると思うが、立誠学区のまちづくり協議会がアンケート調査をされ、その中では、木屋町がこわいと思うかの問いに対して、お店の方は46%がまだこわい場所だ、お客さんでいうと37.9%がそう言っている。こわいというイメージを持っているということです。特別警察隊の評価については、お客さんでは69.7%が歓迎、お店では79%の方々が歓迎という評価がでています。ただ、現状の木屋町の評価では、お客さんは56.8%、約57%の方が、やはり、まだ良くない、改善が必要という思いを持っておられます。また、お店の方では、67%の方々が、そういう思いをもっておられます。そういう中で今、特別警察隊の活動について、今後も引き続き強化を図って頂くことが必要ではないかと思えますし、同時に、制服での示威の姿勢と同時に、私服でのしっかりした取り締まりを、あわせてやるのが大事ではないかと思えます。特別警察隊の今後の活動状況については、どういう方向なのかお知らせ頂きたい。

もう一つは、移動交番の設置について、今、特別警察隊が中心に運営をされていると思うが、移動交番としての独自の活動とあわせて、どういう役割を果たされようとしているのかお伺いしたい。

**【警察本部長】**祇園木屋町特別警察隊の活動ですが、当初から府民に見えるかたちということで、制服での集団警邏ですね、それと駐車取り締まり等の取り締まり、暴行や各種犯罪の警戒・検挙ということを重点にやっているが、私服でも客引きあるいは無許可の悪質風営の取り締まり、あるいは少年補導とか、制服あわせて取り組んでいる。今後の状況は、非常に効果が上がっているという声も頂いているので、改善された治安状況の定着にむけて、安全で安心できる魅力ある繁華街の再生ということで、当面継続した

警戒・取り締まりを行なっていきたいと考えています。

【地域部長】移動交番についてですが、現在は、木屋町の立誠小学校前で常駐して運営をしています。状況の変化に伴って、機動力を活かした場所で活用するという事も考えています。

【原田】ぜひ、移動交番についてもあの地域の治安を維持する上で大きな役割を果たしてるので、特別警察隊の活動と移動交番という両建てで頑張ってもらえるようお願いしたいと思います。続いて「風営法の適正化に関する…」というところでの提案がされていますが、この点で質問させていただきます。要望にもなりますが。通称デリヘルといわれる様な派遣型のファッションヘルス、あるいはデリバリーヘルスの関係が、今度、受付所という形で表記をさせる、これは確かに、所在を確認しながら同時に取り締まりという関係でやりやすいのかも解りませんが、行政がその事を認知するという形になる。その事が、本当によいのかどうかという点があると思います。特に、これまでからも、特殊性風俗の関係で、そういうところが売春とか買春とか援交その他も含めて、そう温床になり、性の乱れや、低年齢化の問題とか、いろいろなことをうむ様な風潮をつくってきたと思うのですが、今その事との関わりも含めて、特殊性風俗のソープランドやテレホンクラブが今、京都府内には無いわけです、排除したわけですが、既に営業という面での既得権の問題ではどうかと思うが、特殊性風俗を閉め出すような更なる強化の方向ということで府警としてどの様な考え方をお持ちがお聞かせ下さい。

【生活安全部長】性風俗関連特殊営業については、元々健全な営業ということでは無いわけで、従って許可制にせず、届け出制にさせて、警察で把握した上で厳しく指導していくという立場をとっています。

【原田】そういう形で言われても、現実にはかなりの問題がこれまでからも生じているわけで、そこでの、届け出で現状確認ということですが、24時間監視できるわけでは無いわけで、本来であれば、こういう形での在り方というのは、しっかり規制をするということが必要です。その点は要望しておきます。

次に、関連して歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内、無料案内所が、今、木屋町の中でも、私の確認した範囲では8店舗だと思うが、この取り締まり等について、京都府警としてどれくらいの把握状況になっているのか、特に他府県では、この無料案内所等の規制強化ということがやられていますし、公序良俗に反するような、乱すような行為ですね、これに対する取り締まりが当然必要だと思います。12月の迷惑防止条例の改正、規制強化で一定の効果ということも有ろうかと思いますが、しかし、現実には木屋町等を歩くと、セクキャバという看板等が、店の中に張り出しているものが見えたり、セクキャバの中味がどうなのかということまでは今日は踏み込みませんが、しかし、そういうものが現実にある、その中で起きている問題、大阪等では規制を凶ったわけで、あのような増える状態になる前にしっかりと芽を摘むことが必要ではないかという点での府警としての考えはどうでしょう。

【生活安全部長】風俗無料案内所については、他府県での状況は現在条例で規制しているのは大阪だけです。京都の現状ですが、取り締まりをする段階というよりも、客引きの禁止や卑猥な広告宣伝の禁止、あるいは無許可の風営店を紹介した場合、幫助罪の適用だとか、そういうことを口頭指導している段階です。現在のところ警告すべき実態にはありません。今後、指導に従わない場合は、現行法規である風営法や迷惑防止条例、あるいは軽犯罪法による取り締まりをしていきたいと考えていますが、現段階では、営業実態を見極めながら考えていきたい。

【原田】時間がないので要望に変えます。迷惑防止条例等の活用も当然必要ですが、大阪等で現実、どんどん締め付けが厳しくなると京都に流れてくるというのが、これまでからの風俗産業の状況ですので、これを踏まえて、早い目の対応が必要であり、その点での取り締まりを強化するように要望して終わります。

## **梅木 紀秀** (日本共産党・京都市左京区)

### **警察官の定数増について**

【梅木】30号議案で、来年度、警察官を70人増員されるという議案が出ています。だいたい方針としてどこのほうに増やすのか、おおまかでもいいのですがお聞かせ下さい。

**【刑務部長】** 18年度の70人の増員につきましては、今回、増員の認められた趣旨が、パトロール体制の強化、あるいは大規模繁華街における犯罪対策の強化、こういったものであることから、こういったところを中心に配置するということとなりますが、この70人の増員分につきましては、採用するのは今年の10月ということになりまして、その後、警察学校での教養等を受けますので、実際に交番等に配置されることになるのは来年の3月以降で、それに順次、配置できることとなります。従いまして、今回の増員の趣旨にも配慮しまして、増員分の人員が実際に現場に配置される前ではありますが、例えば、交番への増員は昨年春に約40に実施しておりますし、また昨年秋には人事異動で祇園・木屋町特別警察隊のほうに約180人配置ということで、これは増員前ですので部内での人員のやり繰りですが、こういった形で先行的に配置をしているところです。

**【梅木】** 警察職員の定数に関する規則ですが、京都府の場合にホームページで警察署、それから課ごとに人数が書いてあって、非常に丁寧に書いていただいているんですけども、今までどういうところに増えてきたのかということを見るために見てみました。平成7年の4月1日、それから平成17年の4月1日。10年の間があるんですが、その間に警察官が214人増えているんですね。そして警察本部は、警察官マイナス7人、警察官以外はマイナス2人、合計で9人減っているんですね。警察署は、警察官がプラス5人、警察官以外の職員さんはマイナス19人、合計マイナス14人になっている。つまりは、本部と警察署の合計で職員さんが23人減っているんですね。警察官が214人増えているのに、どうして本部や警察署が減っているのか。そこで見たら、初任課調整というのが237人増えているわけです。初任課というのはわかりますけれども、調整というのが237人も増えている。この中身がどういうものかお聞かせ下さい。

**【刑務部長】** 各所属の定員につきましては、警察の条例定員、警察官6千184人と警察官以外787人という数を、その時々業務負担なり治安情勢等に応じて、毎年これを見直しているところです。こういった中で初任課調整定員というものですけれども、府警の職員の、今申し上げた全体の定員の中で、各所属の定員として定めていないものの数をすべて総称したものを初任課調整定員という言い方で言っていて、その中身としたしましては警察学校に入校中の初任課生等でありまして、これが一番多いわけでありまして、それ以外には、例えば警察庁なり京都府、京都市とに派遣されているもの、あるいは育児休業や病気休暇等で長期間に渡り職務に従事していないものの代わりに、一時的に配置しているものということでありまして、これは一時的な措置ですので、その所属の定員には入れてないということで、ここに入っております。さらには街頭犯罪対策、あるいは駐車違反対策等、今、治安情勢も非常に変化が激しいということで、一所属の定員とせず、むしろ弾力的に運用したほうがその必要があるものというのがありまして、これも何課とか何署という所属ではなくて、ここに入っています。あと、いま退職者が非常に増えておりまして、その退職者数に応じた採用ができていない場合、あるいは先ほど少し申し上げたように増員が、例えば12月に内示があってもその時点でもう採用が間に合わない場合があります。そういった場合にも定員分を、欠員になるわけですけども、この調整定員の中に入れてまして、そういうものを全部足したものがこの初任課調整定員というものです。

**【梅木】** 退職等が多いからそれに備えてというような話を事前にお聞かせいただいたんですけども、どうも納得がいけないということでお聞かせいただいているんですが、平成7年の時点では初任課調整が165人で、警察官以外は0という状態だったんですね。ところが、これが現在381人警察官で216人増えている。それから、一般の警察官以外の職員も0だったものが21人増えている。これの説明ということになると、今おっしゃった部分のどこが増えていることになるのですか。

**【刑務部長】** 7年と17年で増えている部分ということですが、大きく3つありまして、一番大きいのは、いま退職者が非常に増えていまして、また、さらに警察官の増員も14年度以降かなり認められているということで採用者数が大幅に増えております。7年と17年とでは170人以上採用者が増えていまして、当然、採用者は増えれば初任課生なり、そういった者の数がどうしても増えてくるというのがあります。それから、先ほど申し上げた弾力的に街頭犯罪・駐車違反対策等、所属とか部門の壁を越えて運用する必

要のある対策に従事する者の数というのも、この 10 年間でかなり増えていますし、あと、退職者につきましては通常、定年退職であれば予想ができるわけですが、大量退職時代を控えて特別希望退職のような制度もありますので、定年前に辞めていく人もかなり増えていまして、そのへんの予測が難しく欠員が生じているというのがあります。こういった大きく 3 つくらいの理由によりまして 17 年のほうはかなり調整定員が多くなっているということでもあります。

【梅木】初任課生が増えたということですが、私が聞いたら 200 人程だとおっしゃったので、それがそんなに増えているということではないようなので、要は調整が、いま部長がおっしゃったように応援的に現場のほうに機動的に動くような部分であるならばいいと思うんですね。ところが警察署、警察本部の警察官の配置が少ないというのはなぜなのだろうか、調整がなぜ多いのだろうかということでお聞かせいただいているんですが、今おっしゃったような形で調整用の要員が何人いるのかも含めて、17 年度時点で 381 人の警察官の方の内訳をお聞かせ下さい。

【刑務部長】381 人の内訳で、要するに現場で仕事をしていないと言いますか、警察組織の戦力になっていない部分としては、まず初任課生、これは研修中ですのでどうしてもそうなるわけですが、これが 126 人です。それから、退職に応じた採用ができていない欠員は、これも戦力にならない部分でありまして、これが 57 人でありまして、その合計 183 人が現場に出ていない部分です。従いまして、381 人から 183 人を引いた残り 198 人は警察署等の現場で仕事をしている人員です。

【梅木】事前にお聞きした数字とかなり違う数字が答えになっているんですね。これは 30 号議案ということで、70 人増やしますよということで、それがどこに行くのか、今までどこに行ったのか。今年の場合でしたら 40 人増えた。これは我々としてしっかりとしていけないとだめな問題ですので、説明が違っているということを指摘しておきます。これは、また改めてお聞かせいただきます。

## **本庄 孝夫**（日本共産党・京都市山科区）

### **交通信号機・総合駐車対策活動の予算について**

【本庄】まず、予算について 2 点伺います。一つ目は、交通信号機設置費・交通信号機改良整備費ともに予算が削減となっておりますが、これは骨格予算ということで、今後、補正で復活をしていくというふうに見ればいいのか。二点目は、総合駐車対策活動費が 4 億 2 千 700 万円増となっております。これは、増額部分すべてが、今回の民間委託に伴う費用という理解でよいのか。この 2 点をお願いします。

【交通部長】信号機の設置費については、委員のご質問の通り、18 年度の当初予算で計上分という形でご理解いただけます。それから、二点目の総合駐車対策活動費についても、新たな道交法改正に伴う駐車関係の予算を計上しているということでもあります。

【本庄】当初予算ということだから、今後、補正で増額をするというふうには理解していいんですね。

【警察部長】信号機についてはその通りであります。それから、駐車の関係につきましては、道交改正分を含めて当初でお願いしているということです。

【本庄】信号機について、本年度の設置の状況。それから、来年度の設置の見通し。また、警察のほうで把握されています信号機の設置要望が、全府的にどれくらいに及ぶのか。さらに、地球温暖化防止と関わってのダイオードを使った信号機の設置の状況はいかがでしょうか。

【警察部長】信号機の設置の関係ですが、本年度、平成 17 年度につきましては 19 機の設置を今、現在進めているところです。17 年度中に一応、19 機を設置するということです。それから、来年度の見通しですが、平成 18 年度の骨格予算ということですので、当初予算では、特定事業・単独事業を含めて 10 機をお願いしているところです。三点目の府下的な要望数ですが、現在、京都府内には 2971 機、これは平成 17 年の 12 月末の数ですが、2971 機ございます。こうした現状の中で、地元などから警察署に寄せられております信号機の要望件数は約 300 機を承っております、このうち道路形状や交差点の状況などから、現状では物理的に設置が困難なものや、また、設置の必要性が低いといったものを除いて、警察署から 180

機の上申を頂いております。それから、地球温暖化対策としての LED の信号機の設置状況ですが、議員ご質問の通り、地球温暖化対策に非常に効果があると。そう申しますのは、一つは、灯火の資源性が良い。それから、西日により見えにくくならない。それから、球切れによる滅灯がないというメリットのほか、消費電力が少ないということから、地球温暖化対策のための温室効果のガスの削減対策に効果があると言われていたものでして、計画的に整備をしております。従いまして、現在の設置状況ですけれども、2千971機の信号機のうち当機の総数は3万5千388灯あります。このうちLED化しております当機の総数は3千345灯ということで、全当機の約10%にあたる数をLED化しているという状況です。

【本庄】信号機の設置につきましては、地元からも強い要望を頂いておりますので、引き続きご努力をいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

## 個人情報 の 厳格な 保護 について

【本庄】二点目に、個人情報の厳格な保護についての問題です。1月6日の新聞報道で、昨年末、山科区の交番で連絡簿が紛失されていたと。170世帯の個人情報、盗難の疑いもという記事がありましたが、まず、その後の状況、並びに今後の対応についてお伺いをいたします。

【部長】ご質問の事案は、昨年12月31日に、山科警察署大塚交番に備え付けの巡回連絡簿36冊のうちの1冊が、所在不明となっていることが発覚したものであります。住民のみなさま、事業所のみなさまには多大なるご迷惑とご心配をかけることになりましたこととお詫びしたいと思います。その後の状況ですが、警察本部におきまして原因等の調査・捜査を進めるとともに、山科警察署におきまして、当該巡回連絡簿の発見に努めているところでありますが、未だ発見には至っておりません。原因等は現在、調査中ではありますが、その巡回連絡簿を最後に確認いたしましたのが12月19日でありますので、その19日から本件の発覚いたしました12月31日までのこの間に、一つの可能性としては、無施錠の保管庫から何者かに窃取されたと。また、あるいは勤務員がいずれかに巡回連絡簿を置き忘れた可能性もございまして、こうした盗難、あるいは紛失と、両面から現在、鋭意調査中です。今後の対策ですが、このような事案を二度と起こさないよう、府下全交番・駐在所に対しまして、一つは保管場所の改善、あと保管庫の施錠の徹底・確認ということと、二つは、交代制の勤務員の交代時におきます簿冊と鍵の引継ぎの徹底ということを指示するとともに、幹部による交番等の巡視を強化して、点検と指導教養を行っているところであります。

【本庄】この連絡簿の目的、また、何が記入されているのかということですが、新聞報道の通りと理解をしいのか。それから、この連絡簿の記入状況はどのようにして情報を収集されているのかということですが、いかがですか。

【地域部長】巡回連絡は、交番や駐在所の警察官が、受け持ち区域内の家庭とか事業所をまわりまして、防犯とか災害等、あるいは事故の防止等について助言等をするほか、住民のみなさま方の困りごととか、いろいろな要望を聞きまして、それをカードに記入しまして住民のみなさんの役に立つように簿冊にしております。目的はそういうことであります。

【本庄】確かに、災害や事件などの緊急時にということから、職場や学校などでも同様の個人情報が扱われているというふうに理解しておりますけれども、同時に、国民の個人情報の権利から見れば、その厳格な保護というのは言うまでも無いと思うんです。以前にも同じような事例があったというふうにもお伺いしているわけで、やはり厳正な管理、それから職員への個人情報保護の徹底を図っていく必要があるし、今後も含めて、本当に必要な内容のものなのかも含めて検討が求められると思っておりますが、いかがですか。

【地域部長】巡回連絡で聞きます内容につきましてはあくまで任意でありまして、住民のみなさま方のご協力といいますか、任意の方法で住所と氏名、生年月日などを記入しております。また、大変個人情報を厳格に管理する責任を感じておりまして、今後とも、二度とこういう事案が無いように、部下職員に対して指導強化しているところであります。

【本庄】時間がきておりますので、厳正な個人情報の管理と職員への徹底を求めて質問を終わります。